

令和4年度 口腔外科関連診療報酬改定一覧

基本診療料 第1部 初・再診料

- ① 基本診療料(歯初再診)の引き上げ 初診 264点 再診 56点
- ② 歯科診療特別対応連携加算の施設基準の見直しと点数の引き上げ 加算 150点
- ③ 電子的保健医療情報活用加算の新設
情報取得活用時 月1回 初診料+7点(※情報取得できない場合+3点)
再診料+4点

特掲診療料 第1部 医学管理等

- ① 総合医療管理加算の施設基準撤廃と対象疾患(HIV)の追加
- ② 外来腫瘍化学療法診療料の新設
- ③ 診療情報提供料Ⅰの歯科医療機関連携加算1(医科)の要件の見直し
- ④ こころの連携指導料(Ⅰ)の新設
- ⑤ 診療情報提供料(Ⅲ)の名称変更(連携強化診療情報提供料)と
算定回数の見直し(3月に1回→月1回)
- ⑥ がんゲノムプロファイリング評価提供料(12000点)の新設

特掲診療料 第4部 画像診断

- ① 歯科部分パノラマ断層撮影の場合の新設(診断料 20点 撮影料 28点)

特掲診療料 第5部 投薬

- ① 処方箋様式の見直し(リフィル処方箋に対応可能な様式に変更)
リフィル可 □(回)の追加

特掲診療料 第6部 注射

② バイオ後続品加算の新設

② 皮内、皮下及び筋肉内注射の点数引き上げ 22 点

③ 静脈内注射の点数引き上げ 34 点

④ 点滴注射の点数引き上げ

1 6歳未満の乳幼児に対するもの=(1日分の注射量が100mL以上の場合)101点

2 1に掲げる者以外の者に対するもの=(1日分の注射量が500mL以上の場合)99点

3 その他の場合=(入院中の患者以外の患者に限る。)50点

特掲診療料 第7部 リハビリテーション

① 摂食機能療法の摂食嚥下支援加算の名称変更と

摂食嚥下機能回復体制加算 1(210点)

摂食嚥下機能回復体制加算 2(190点)

摂食嚥下機能回復体制加算 3(120点)の新設

[取り扱い]

・摂食嚥下支援チーム等

・カンファレンスには、当該チームの構成員である医師又は歯科医師、看護師、言語聴覚士、薬剤師及び管理栄養士が参加していること。

特掲診療料 第9部 手術

① 周術期栄養管理実施加算の新設 270 点

② 抜歯手術の点数引き上げ並びに加算点数の引き上げ

前歯 160点 臼歯 270点 難抜歯加算 +230点 埋伏歯 1,080点 加算+130点

③ 甲状舌管嚢胞摘出術の点数引き上げ 10,050 点

④ 舌悪性腫瘍手術(亜全摘)の点数引き上げ 84,080 点

⑤ 頬、口唇、舌小帯形成術の点数の引き上げ 630 点

⑥ 口唇腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)の点数引き上げ 1,020 点

- ⑦ 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除の点数引き上げ 121,740 点
- ⑧ 唾石摘出術(表在性のもの)の点数引き上げ 720 点
- ⑨ 歯肉弁根尖側移動術並びに歯肉弁歯冠側移動術の点数引き上げ 770 点
- ⑩ 下顎骨形成術(おとがい形成の場合)の点数引き上げ 8,710 点
- ⑪ 創傷処理の点数引き上げ

- 1 筋肉、臓器に達するもの(長径 5cm 未満) 1,400 点
- 2 筋肉、臓器に達するもの(長径 5cm 以上 10cm 未満) 1,880 点
- 3 筋肉、臓器に達するもの(長径 10cm 以上)
 - イ 頭頸部のもの(長径 20cm 以上のものに限る。) 9,630 点
 - ロ その他のもの 2,690 点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの(長径 5cm 未満) 530 点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの(長径 5cm 以上 10cm 未満) 950 点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの(長径 10cm 以上) 1,480 点

⑫ 小児創傷処理の点数引き上げ

- 1 筋肉、臓器に達するもの(長径 2.5cm 未満) 1,400 点
- 2 筋肉、臓器に達するもの(長径 2.5cm 以上 5cm 未満) 1,540 点
- 3 筋肉、臓器に達するもの(長径 5cm 以上 10cm 未満) 2,490 点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの(長径 10cm 以上) 3,840 点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの(長径 2.5cm 未満) 500 点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの(長径 2.5cm 以上 5cm 未満) 560 点
- 7 筋肉、臓器に達しないもの(長径 5cm 以上 10cm 未満) 1,060 点
- 8 筋肉、臓器に達しないもの(長径 10cm 以上) 1,950 点

⑬ デブリードマンの点数引き上げ

- 1 100 cm³未満 1,410 点
- 2 100 cm³以上 3,000 cm³未満 4,820 点

- ⑭ 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)の点数引き上げ 105,800 点
- ⑮ 血管移植術、バイパス移植術(頭、頸部動脈)の点数引き上げ 61,660 点
- ⑯ 気管切開術の点数引き上げ 3,450 点
- ⑰ 画像等手術支援加算の患者適合型手術支援ガイドによるものの新設と対象手術の追加
J040 下顎骨部分切除術、J041 下顎骨離断術、J042 下顎骨悪性腫瘍手術、J075 下顎骨形成術
患者適合型手術支援ガイドによるもの +2000 点
- ⑱ 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算の新設 +5,190 点
- ⑲ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の適応症例の明確化
ナビゲーション、立体モデル +2,000 点

特掲診療料 第 10 部 麻酔

- ② 歯科麻酔管理料における長時間麻酔管理加算(5500 点)の新設
- ③ 周術期薬剤管理加算(75 点)の新設
- ④ 気管内挿管が行われている患者に対して、意識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加算として、当該治療の開始日から起算して 14 日を限度として、1 日につき 100 点を所定点数に加算する。
- ⑤ 注 3 注 2 の場合において、当該患者に対して人工呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った場合は、離脱試験加算として、1 日につき 60 点を更に所定点数に加算する。

特掲診療料 第 11 部 放射線治療

- ①ホウ素中性子捕捉療法(187500 点)の新設

特掲診療料 第 13 部 歯科矯正

- ① 別に厚生労働大臣が定める疾患の拡大

特掲診療料 第 14 部 病理診断

- ② 口腔病理診断料(組織診断料)の点数引き上げ 520 点
- ③ 口腔病理判断料の点数引き下げ 130 点

新型コロナウイルス感染症対応関係

- ・新型コロナウイルス感染症患者等に対する診療等である特例的な措置

新型コロナウイルス感染症に係る歯科の電話等診療

新型コロナ歯科治療加算 +298 点

令和 3 年 9 月 28 日から算定できるコロナ特例 6 項目

は継続

- ※ 経過措置の、乳幼児感染予防策加算 +28 点は、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止

その他

- ・診療記録の簡素化
- ・ビデオ通話が可能な機器の更なる活用
- ・紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し